

## 告 示

### 埼玉県告示第六百三十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、利根川水系中川、綾瀬川、元荒川、大落古利根川、新方川、毛長川、辰井川、毛長川放水路、伝右川、古綾瀬川、一の橋放水路、深作川、原市沼川、大場川、第二大場川、圀川、星川、野通川、赤堀川、忍川、会之堀川、古隅田川、隼人堀川、庄兵衛堀川、姫宮落川、備前堀川、備前前堀川、青毛堀川、倉松川、大島新田川、幸手放水路、午の堀川、手子堀川、新槐堀川及び権現堂川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県さいたま県土整備事務所、埼玉県北本県土整備事務所、埼玉県熊谷県土整備事務所、埼玉県行田県土整備事務所、埼玉県越谷県土整備事務所及び埼玉県杉戸県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年埼玉県告示第五百三十八号（利根川水系中川洪水浸水想定区域の指定）、令和二年埼玉県告示第五百三十九号（利根川水系綾瀬川洪水浸水想定区域の指定）、令和二年埼玉県告示第五百四十号（利根川水系元荒川洪水浸水想定区域の指定）、令和二年埼玉県告示第五百四十一号（利根川水系大落古利根川洪水浸水想定区域の指定）及び令和二年埼玉県告示第五百四十二号（利根川水系新方川洪水浸水想定区域の指定）は、令和六年五月二十八日限り、廃止する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕